

田園生活を南幌で楽しむ。



南幌の中心地で快適生活。

みどり野住宅団地「南幌ニュータウンみどり野」



南幌の中心地にあり高い利便性を有している「南幌ニュータウンみどり野」。団地内には中央公園や小中学校、公共施設など充実した生活環境が整っています。

家庭菜園やガーデニング
も思いのまま



団地概要

- 地目・用途地域 / 宅地 第1種低層住宅専用地域(個人住宅用)
- 所在地 / 南幌町西町、緑町、東町、美園
- 設備 / 上下水道・電気・ガス・光回線
- 交通 / 中央バス、夕鉄バス、ジェイアールバス
- 申込資格 / 宅地の所有権移転後5年以内に住宅を建築し、自ら居住できる方

札幌市まで約25キロ。江別市、北広島市に隣接。新千歳空港や札幌中心市街地から車で1時間未満。JR札幌駅・地下鉄新札幌駅直結バスの運行などで交通アクセスも充実。都心に近く、ほどよく田舎暮らしもできる、そんな南幌町で豊かな暮らしを実現してください。

最大50%OFF実施中!

北海道住宅供給公社 TEL 011-281-3712

南幌町まちづくり課 TEL011-378-2121
<http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>

お申込み・お問い合わせは

南幌町役場まちづくり課

〒069-0292 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

TEL011-378-2121

FAX011-378-2131

ホームページ <http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/>
E-mail nanporo@town.nanporo.hokkaido.jp

水と緑の田園文化都市「南幌」
自然と調和した工業団地から未来へ翔く

NANPORO INDUSTRIAL PARK

南幌工業団地のご案内

NANPORO

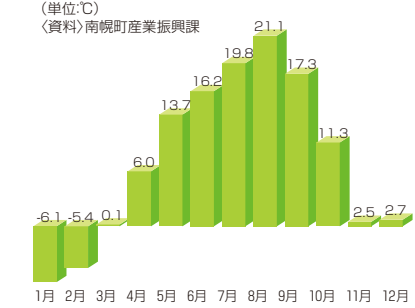


魅力あるまち“田園文化都市 南幌”で翔く。

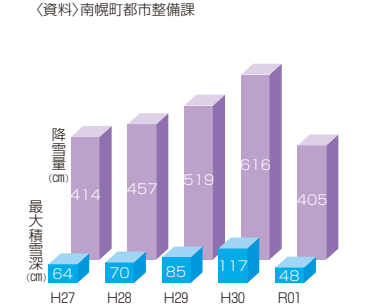
穏やかな気候が心地よい、優れた自然環境の中で。

空知地方の南西部に位置する南幌町は、一年の平均気温は7.8℃で、最高・最低気温は8月に約30℃となり、1月には-20℃を下回ることもありますが、春から秋にかけてはおおむね平均15℃くらい、冬は平均-2℃くらいと、過ごしやすい気候となっています。雨量は適度にあり、11月中旬頃に初雪が見られ3月中旬頃まで雪が降り、積雪は最大で1m前後になります。一方で一年を通して晴天の日が多く、快適に暮らすことができる自然環境を有しています。

■ 月別平均気温の推移(平成31年)



■ 降雪・積雪の推移(過去5ヵ年間)

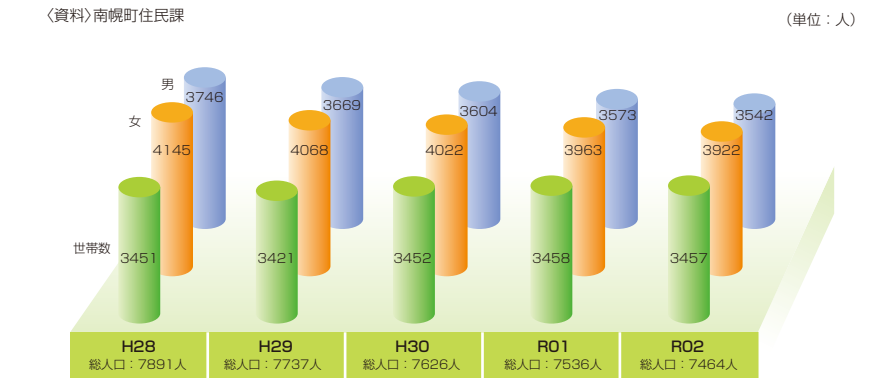


年度	気 温 (℃)			降 水 量 (mm)	平均風速 (m/sec)
	平均	最高	最低		
H27	8.0	30.4	-19.2	609.2	3.2
H28	7.1	29.4	-20.1	924.0	3.4
H29	6.7	29.9	-24.0	673.4	3.4
H30	7.4	30.4	-24.7	834.5	2.9
R01	7.8	31.3	-24.5	576.0	2.7

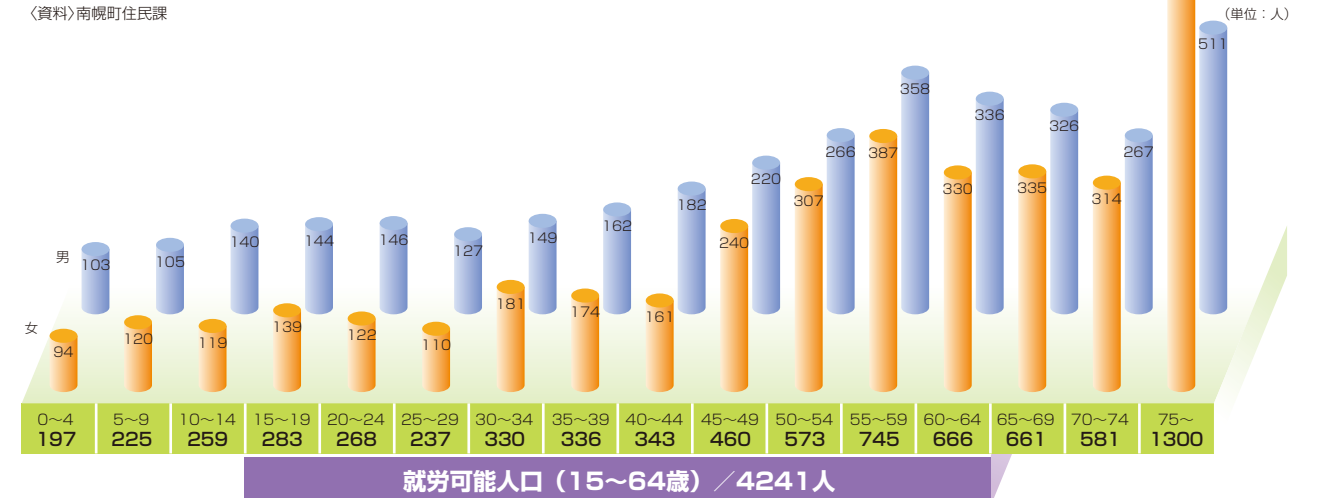
周辺環境の充実で、安定した人材確保が期待できます。

人口は約7,500人。農業を基幹産業としていますが、近年では第3次産業の就業者の割合が高まっています。年齢別人口では、就労可能人口の割合が高く、また15～19歳の人口も多いため、これからの若い人材も期待できます。一方、「ニュータウンみどり野」や「ふれあいタウン稲穂」といった住宅団地の充実から移住者が見込まれるほか、札幌市や近隣市町村からの通勤も可能で、安定的に労働力を確保できます。

■ 南幌町の人口の推移(各年4月1日現在)



■ 年齢別人口(5才階級)(令和2年4月1日)



南幌町長
三好 富士夫

ごあいさつ

恵まれた地理的条件、
絶好の自然環境、
各種優遇制度、
事業拡大や新たな
進出を目指す企業を
全面的にバックアップ
いたします。

札幌市から東へ約25kmの通勤圏に位置する農業が基幹産業である南幌町は、自然環境・田園風景の豊かなまちであるとともに、「ニュータウンみどり野」「ふれあいタウン稲穂」により札幌市近郊のベッドタウンとして一步一步着実に発展してまいりました。

「南幌工業団地」では、既に多くの企業に進出いただいております。町民がいきいきと暮らす、元気なまちの活力源は、活発な産業経済の発展が基本となります。

交通網や情報通信の基盤整備をはじめ、企業のみなさんにとって魅力あるまちづくりを進め、南幌町の地域資源から生まれた発展の芽を官民一体で大きく育ててまいりたいと思います。

南幌工業団地を紹介したこのパンフレットをご高覧のうえ南幌町へのご理解を深めていただければ幸いです。

南幌町への立地を心からお待ち申し上げます。



環境を活かした工業団地で夢を実現させる。

1㎡8,000円の分譲価格!
1㎡55円(月額)の賃貸価格!

**割引について
応相談!**

工業団地内の道路、緑地などは整備されており、企業の環境整備にかかる初期投資が軽減できます。また、現状区画を企業の希望面積(1,000坪から)に分筆いたします。価格については希望面積等により割引も行いますのでご相談下さい。

優遇制度で 企業の進出をバックアップ!

南幌町では、事業用設備等整備奨励金、企業立地奨励金、雇用奨励金、固定資産税の課税免除・減免制度があります。また国・道及び関係機関と一体となり企業の安定した操業のお手伝いをいたします。

道都・海・空にとアクセスがスムーズ!

南幌町は、札幌市・苫小牧市・千歳市・石狩市まで1時間圏内にあり、「陸・海・空」全てのアクセスに対応が可能です。札幌圏における物流の拠点として好立地条件の場所です。

若いまち南幌で十分な就業者を確保!

南幌町は、道内でも若い年齢層のまちであり、就業者の十分な確保が可能です。また、半径10km圏内には、北広島市・長沼町・江別市の約半分の地域が含まれます。

緑豊かな田園文化のまち!

農業を基幹産業として発展してきた南幌町は、豊かな農村風景が広がるまちであり、恵まれた美しい自然の喜びを味わうことができます。

南幌工業団地の概要

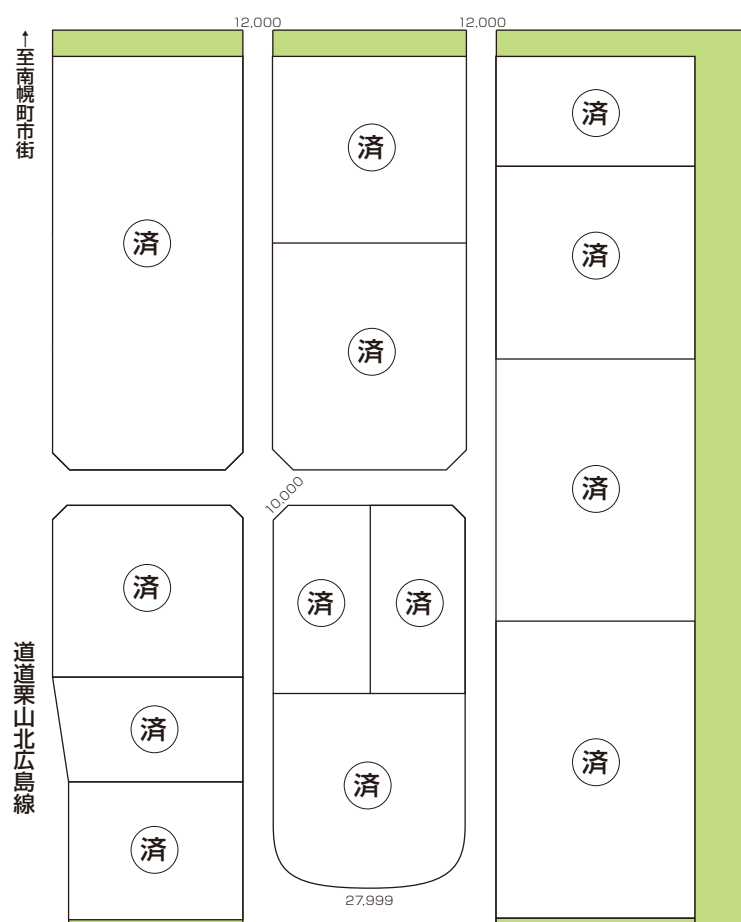
- ◎所在地/南幌町南15線西22番地
- ◎団地面積/43.5ha(うち工業用地36.1ha)
- ◎分譲面積/5.4ha
- ◎建ぺい率/60%
- ◎容積率/200%
- ◎用途地域/都市計画法による工業地域、建築基準法による特別工業地域
- ◎地域開発等の指定/農村地域産業導入地区
- ◎工場立地法による千歳・恵庭地区工場適地
- ◎道路/団地内道路は幅員12m
- ◎上水道/上水道を敷設配管済
- ◎工業用水/上水道使用可、地下水利用可
- ◎排水/雨水:雨水管を敷設し、調整池へ貯留後千歳川へ排水
汚水:企業において合併処理浄化槽を設置し浄化後千歳川へ排水
- ◎電力/北海道電力より6,600V、企業の需要に応じ供給
- ◎通信/光回線
- ◎工場立地法の特例/工場敷地面積、緑地面積及び環境施設面積について特例的基準が適用されます。

分譲の概要

- ◎分譲可能面積/約5.4ha
- ◎分譲価格/8,000円/㎡(約26,400円/坪)
※約3,300㎡(1,000坪)から分譲可能
※分筆により企業の要望面積にお応えできます。
- ◎支払方法/所有権移転の登記時に一括払い。
- ◎申込資格等/公害の恐れのない企業で、土地譲渡契約締結の日から3年以内に指定用途に供すること。

賃貸の概要

- ◎賃貸可能面積/約5.4ha
- ◎月額賃料/55円/㎡(約200円/坪)※約3,300㎡(1,000坪)から賃貸可能
- ◎契約期間/原則10年、15年、20年の3区分
- ◎契約方法/公正証書による
- ◎条件等/公正証書の作成の日から1年以内に操業対象事業の用に供する建物を建築し操業を開始すること。
- ◎保証金/10年:12ヶ月分、15年:18ヶ月分、20年:24ヶ月分
- ◎借地権の種類/事業用借地権(借地借家法第23条)



■ 南幌町奨励金制度(町の助成金)

区分	対象業種	交付要件	補助対象	奨励内容	
				交付額	限度額
事業用設備等整備奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ②大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗。	①町内に事業の用に供する工場等(※)を新設、増設又は賃借により事業の操業を行うこと。 ②事業用設備等(※)の取得価額合計額が3,000万円以上であること。	地方税法第341条第4項に規定する償却資産で償却資産課税台帳に登録されている設備等。	固定資産税課税標準額の20%(賃貸10%)	3,500万円
企業立地奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ②大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗。	①町内に事業の用に供する工場等(※)を新設又は増設すること。 ②工場等の延床面積が200㎡以上であること。	事業の用に供する工場等(※)で基礎に杭打地業を行った建築物。	工場等の基礎部分(杭打のみ)の固定資産税課税標準額の相当額(賃貸70%)	1,000万円
雇用奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ②大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗。	工場等(※)の新設、増設又は賃借による事業の操業に伴い、常用雇用者を新規に3名以上(南幌町在住者)採用した場合。	事業開始の日前90日から事業開始後90日までの間に雇用した者。(※)	常用雇用者1人につき10万円を乗じた額	500万円

*工場等とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究を行う事業の用に供する施設及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
 *事業用設備等とは、工場等の操業開始の日までに取得した償却資産をいう。
 *雇用した者とは、雇用した日から起算して1年を経過した日後において継続して雇用されている者。

■ 南幌町の誘致の特例(固定資産税の課税免除)

対象業種	要件	内容
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 試験研究施設等	工業等の新設又は増設にかかわる工業生産設備及び、その敷地である土地(取得してから1年以内に当該事業の用に供する土地に限る)の取得価格の合計額が2,800万円を超える場合	新設及び増設後、最初に到来する固定資産税から3年間免除する。 4年目は40%、5年目は20%減免する。

■ 札幌圏設備投資促進補助金

【業種】製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、学術研究・専門・技術サービス業
 【施設】対象業種のうち以下の分野の試験・研究・開発施設、工場、人材育成施設、データセンター
 《食関連分野》食料品、機能性食品など
 《先端技術分野》健康・医療(医薬品、医療機器、バイオなど)
 環境・エネルギー(再生可能エネルギー、新エネルギー、蓄電池、次世代自動車など)
 その他(ロボット、航空・宇宙、高温超電導、ナノテクノロジー、高機能素材など)

補助要件	補助内容	限度額
・設備投資額(土地を除く)3億円以上 ・札幌圏内に本社、既存施設がないこと ・南幌町による設備投資助成が適用されること ・南幌町を除く札幌圏内で既存施設の廃止・縮小を行わないこと	新設	固定資産税課税標準額 × 10% (土地分を除く)
	※ただし、南幌町による設備投資助成相当額(土地分を除く)まで	

*札幌圏～札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町

■ 北海道の助成制度(平成30年4月1日以降)

類型	区分	対象業種	対象地域	新設増設	補助要件・投資額・雇用増	助成内容		
						助成額	限度額	通算限度額
類型Ⅰ	成長産業分野	自動車関連製造業 航空機関連製造業(注3) 高機能素材・複合材料関連製造業(注3)	全道(札幌市を除く。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。(札幌市を除く。))	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円 注8	20億円
		増設		投資額の5%		5億円	同一企業につき	
		新設		投資額の10%		10億円 注8	13億円	
		増設		投資額の5%		3億円	同一企業につき	
		新設		10億円以上 1人以上	投資額の5%	1億円	-	
		新設		一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 注5 20億円以上 5人以上	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円	
		増設		投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円	同一企業につき		
		新設 増設		2,500万円以上 5人以上	投資額の10% 投資額の5%	3億円	13億円 同一企業につき	
		新設		(投資額要件なし) 20人以上 (札幌市は30人以上)	1年間の賃料の2分の1×3年間(札幌市は1年間)	1,000万円/年	-	
		発展基盤施設分野		自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する事業に限る。	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%
増設	5億円以上 研究員5人以上		投資額の5%			3億円		
高度物流関連事業 ※成長産業分野に関連する事業に限る。	全道(札幌市を除く。)		新設	20億円以上	投資額の10%	10億円		
			増設	20人以上	投資額の5%	3億円		
類型Ⅱ	市町村連携促進分野	製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・コールセンター事業 ・植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること ※旧企業立地促進法適用地域においては指定集積業種	特別対策地域 注4	新設 増設	2,500万円以上 5人以上 (補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人まで)を含むことができる)	投資額の4% 特別対策地域に該当し、かつ地域未来投資促進法適用地域又は旧企業立地促進法の適用地域に該当する新設の場合のみ投資額の8%	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき
			地域未来投資促進法適用地域又は旧企業立地促進法適用地域(札幌市の区域にあつては、特認事業者が新設する場合に限る。)注6	新設		投資額の8%	5,000万円	
		工業団地(札幌市を除く。)(製造業又は植物工場に限る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。(札幌市を除く。))	新設	5,000万円以上 5人以上 (補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2人まで)を含むことができる)	投資額の8%	1億円		
			増設	投資額の4%				

注1 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。
 また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型IIにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。
 なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。
 2 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型I又は類型IIの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。
 3 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限ります。(有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等を認められたもの。)
 4 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。
 5 雪氷等の自然エネルギーを活用し、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比して20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいいます。
 6 特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。
 7 補助金は、10年以内で分割して交付することがあります。
 8 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、航空機関連製造業、高機能素材、複合材料関連製造業	雇用増	20人以上50人未満	50人以上100人未満	100人以上	電気・電子機器製造業、医薬品製造業	雇用増	20人以上50人未満	50人以上
限度額	5億円	10億円	15億円	限度額	5億円	10億円		

進出企業一覧

南幌工業団地

アサヒブリテック(株)／いすみ産業(株)／岩田地崎建設(株)／越浦パイプ(株)／三基開発(株)／(株)サントラスト／(株)三和重機／JWガラスリサイクル(株)／(株)大伸／(株)輝建／(株)トクヤマ／ナカザワアグリマシソン(株)／(株)ニルス／(有)バイダリー貿易／日立建機日本(株)／(株)ファクトリーライズ／北海道農販(株)／北海道三谷セキサン(株)／明治商工(株)／ライズコーポレーション

晩翠工業団地

會澤高圧コンクリート(株)／(株)いしい／伊並産業(株)／上山試錐工業(株)／(株)ウレタン工業／エコライン(株)／(株)HFT／(株)オーイーエス／岡三リミック(株)／(株)オムニ商会／(株)旭清工業／広教資材(株)／(株)宏陽(株)／(株)国土調査技研／妻神工業(株)／(株)札幌サン物流産業／札幌商販(株)／札幌電設工事(株)／(有)札幌パイプ工業／(株)サポロト麺匠／札幌豊総合物流(株)／(株)サニサービス／三興鉄工(株)／嶋本運輸(株)／(株)東海林工業／ダイアックス(株)／大北土建工業(株)／トダテック(株)／野幌煉瓦陶管(株)／パン コーチワークス／(有)豊新工業所／(株)北洋産／北弘機工(株)／明治コンサルタント(株)／メディカルクリーンアトリ(株)